

資料 6

占冠村宿泊税（仮称）制度の考え方（条例案概要）

項目	検討案	備考
名称	占冠村宿泊税	
課税の目的	緑豊かな占冠村の魅力を高め北海道内でも誇れるリゾートを持つ自治体として持続的に観光振興に取り組む費用に充てるため地方税法第5条第7項の規定に基づき宿泊税を課する	
定義	○旅館業 旅館業法第3条第1項の許可を受けて営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業又は同条第3項に規定する簡易宿所営業 ○住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をして行う住宅宿泊事業 ○宿泊施設 旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅 ○宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用すること ○宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき金額	
納税義務者	宿泊施設においてその宿泊する者	
免税点	設定しない	
課税免除	○学校教育法第1条に規定する学校（大学除く）及びこれらに相当する各学校段階において教育を行っている法律に規定する学校、施設が行う修学旅行やその他学校行事等に参加する者及び引率者による宿泊行為とする ○児童福祉法第39条第1項に規定する保育所及び、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園並びに、児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設が主催する行事に参加する3歳以	※北海道の制度と合わせている

項目	検討案	備考
	上の幼児、引率者 ○上記２つに該当する機関の修学旅行やその他の学校行事または行事の引率者	
税率	宿泊者１人１泊について、次の宿泊料金の区分に応じた額とする (1) ２万円未満 １００円 (2) ２万円以上５万円未満 ２００円 (3) ５万円以上 ５００円	※北海道の制度と合わせている
徴収の方法	特別徴収による	
特別徴収義務者	宿泊施設において旅館業又は住宅宿泊事業を営む者のほか、必要があると認めるときは、宿泊税の徴収について便宜を有する者を指定する	
特別徴収義務者としての登録	特別徴収義務者として指定された者は、登録を申請しなければならない。登録の申請を受けて登録をしたとき、登録をした旨を特別徴収義務者に通知する。登録事項に変更ある場合には変更申請を行う	
納税管理人の申告等	納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定める	
納税管理人に係る不申告による過料申告	正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、10万円以下の過料に処する	※占冠村税条例（入湯税）と同等

項目	検討案	備考																				
申告納入の手続等	表に掲げる期間に徴収すべき宿泊税を、納期限までに納入申告書を提出するとともに納入しなければならない <table><tr><th>宿泊税を徴収すべき期間</th><th>納期限</th></tr><tr><td>1月1日から3月末日まで</td><td>4月15日</td></tr><tr><td>4月1日から6月末日まで</td><td>7月15日</td></tr><tr><td>7月1日から9月末日まで</td><td>10月15日</td></tr><tr><td>10月1日から12月末日まで</td><td>1月15日</td></tr></table>	宿泊税を徴収すべき期間	納期限	1月1日から3月末日まで	4月15日	4月1日から6月末日まで	7月15日	7月1日から9月末日まで	10月15日	10月1日から12月末日まで	1月15日	※北海道の納期限は以下 <table><tr><th>宿泊税を徴収すべき期間</th><th>納期限</th></tr><tr><td>1月1日から3月末日まで</td><td>4月末日</td></tr><tr><td>4月1日から6月末日まで</td><td>7月末日</td></tr><tr><td>7月1日から9月末日まで</td><td>10月末日</td></tr><tr><td>10月1日から12月末日まで</td><td>1月末日</td></tr></table>	宿泊税を徴収すべき期間	納期限	1月1日から3月末日まで	4月末日	4月1日から6月末日まで	7月末日	7月1日から9月末日まで	10月末日	10月1日から12月末日まで	1月末日
宿泊税を徴収すべき期間	納期限																					
1月1日から3月末日まで	4月15日																					
4月1日から6月末日まで	7月15日																					
7月1日から9月末日まで	10月15日																					
10月1日から12月末日まで	1月15日																					
宿泊税を徴収すべき期間	納期限																					
1月1日から3月末日まで	4月末日																					
4月1日から6月末日まで	7月末日																					
7月1日から9月末日まで	10月末日																					
10月1日から12月末日まで	1月末日																					
徴収不能額等の還付又は納入義務の免除	特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税を受け取ることができなくなったことについて、正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合には、宿泊税額が既に納入されているときは相当する額を還付し、納入されていないときは納入義務を免除するものとする																					
更正及び決定に係る通知等	地方税法第733条の16の規定により宿泊税に係る更正または決定をした場合はその旨の通知を行う																					
更正及び決定に係る不足金額等の納入等	宿泊税に係る更正又は決定の通知を受けた場合は、不足金額及び過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加算金額を納入しなければならない																					
特別徴収義務者の帳簿の記載義務等	宿泊施設ごとに帳簿を備え、帳簿の終わった日の属する月の翌日から5年間保存しなければならない。また、帳簿を補完する書類を作成し、2年間保存しなければならない																					

項目	検討案	備考
帳簿及び書類の電磁的記録による保存等	電磁的記録の備付け及び保存をもって帳簿、書類の備付け及び保存に代えることができる	
帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等	電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって帳簿、書類の備付け及び保存に代えることができる	
帳簿の記載義務違反等に関する罪	1年以下の拘禁刑または、50万円以下の罰金	※地方税法の中の軽油取引税の帳簿記載に係る罰則規定を基にする
賦課徴収	この条例に定めるもののほか、地方税法及び占冠村税条例の定めるところによる	
規則への委任	条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める	
条例施行日	－	※公布の日は規則で定める
見直し規定	条例の施行後5年を目途として、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる	

※各様式については規則で定める。